

安曇野市立小中学校カラー複合機等賃貸借
公募型プロポーザル

実施要領

安曇野市

令和6年6月17日
教育委員会事務局 教育部学校教育課

1 目的

この実施要領は、「安曇野市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、安曇野市（以下「本市」という。）の「安曇野市立小中学校カラー複合機等賃貸借」について、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により参加事業者に企画提案を求め、審査することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 案件名

安曇野市立小中学校カラー複合機等賃貸借

3 概要

印刷業務の負担軽減による学校現場の働き方改革、カラー印刷による教育の質の向上、及び印刷機器の一括更新による事務負担の軽減を目的とし、カラー複合機等を賃貸借するもの。詳細については、別紙仕様書を参照のこと。

4 審査内容

提案は、「安曇野市立小中学校カラー複合機等賃貸借公募型プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）により審査を行う。

5 契約期間

契約日から令和 11 年 9 月 30 日まで（債務負担行為による複数年契約とする）

6 提案上限金額

提案上限金額は 87,480,000 円（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、年度ごとの支払上限額は下記のとおりとする。

年度	支払上限額 (消費税及び地方消費税別途)	うち、 小学校支払上限	うち、 中学校支払上限
令和 6 年度	8,748,000 円	4,980,000 円	3,768,000 円
令和 7 年度	17,496,000 円	9,960,000 円	7,536,000 円
令和 8 年度	17,496,000 円	9,960,000 円	7,536,000 円
令和 9 年度	17,496,000 円	9,960,000 円	7,536,000 円
令和 10 年度	17,496,000 円	9,960,000 円	7,536,000 円
令和 11 年度	8,748,000 円	4,980,000 円	3,768,000 円

7 日程

本プロポーザルの主な日程は次のとおりとする。

令和6年6月17日(月)	参加申込書受付開始(本市ホームページにて公開)
令和6年6月21日(金)	質問書の提出期限
令和6年6月28日(金)	質問書への最終回答日(本市ホームページにて公開)
令和6年7月5日(金)	参加申込書提出期限
令和6年7月12日(金)	参加申込結果の通知
令和6年7月19日(金)	企画提案書提出期限
令和6年7月24日(水)	プレゼンテーション開催案内通知
令和6年7月31日(水)	プレゼンテーション及び審査
令和6年8月上旬	審査結果通知
令和6年8月下旬～9月上旬	契約締結

8 参加資格

本プロポーザルに参加申込みできる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 本市に納税義務がある場合は、市税を滞納していないこと。
- (3) 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、名簿に登録されていない者であって、下記の書類を提出し、参加資格が認められたときは、この限りでない。
※ 入札参加資格者名簿に登録されていない者の提出書類
 - ① 登記事項証明書(履歴事項全部証明書。写し可) 1部
書類到着日から90日以内に発行されたもの
 - ② 印鑑証明書(写し可) 1部
書類到着日から90日以内に発行されたもの
 - ③ 使用印鑑届 1部
上記②印鑑証明書により届出されている印を契約等に使用する場合は提出不要
 - ④ 直近1年の営業年度の決算書(写し可) 1部
- (4) 参加申込期限において、本市から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 令和元年度～令和5年度(令和6年4月1日時点)の期間において、長野県内の小中学校において、本案件と同様のカラー複合機等賃貸借(カラー・モノクロの区別なく、保守点検・消耗品・修繕が金額に含まれ、あらかじめ設定された上限印刷枚数以内であれば、定額で使用できる内容)の実績を申込者または協力業者が有すること。

9 参加申込書等の提出に関する事項

(1) 提出期限 令和6年7月5日(金) 正午(必着)

(2) 提出先 「16 担当部署」に記載のとおり

(3) 提出書類

- | | |
|---|----|
| ① 参加申込書(様式第1号) | 1部 |
| ② 会社概要が分かる資料(任意様式) ※協力業者の資料も提出すること | 1部 |
| ③ 「8 参加資格(6)」に掲げる実績内容が分かる資料(様式第2号) | 1部 |
| ④ 納税証明書(消費税及び地方消費税、写し可)
書類到着日から90日以内に発行されたもの | 1部 |
| ⑤ 入札参加資格者名簿に登録されていない者の書類
「8 参加資格(3)」に掲げる提出書類 | 1部 |

(4) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留による)

(5) 注意事項

- ① 提出期限までに参加申込書の提出がない場合は、提案の意思がないものとみなす。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、「参加辞退届」(様式第3号)を提出すること。
- ③ 提出書類は返却しない。
- ④ 提出した書類の差し替えや再提出は、本市から指示があった場合を除き認めない。
- ⑤ 配達の遅延などの不都合により期限内に提出できなかった場合においても提出期限の延長等の特別な措置は行わない。また、消印有効ではなく、期限内に書面が到着すること。
- ⑥ 「8 参加資格」に定める参加資格要件等に基づき、教育部学校教育課において参加申込書等の審査を行い、令和6年7月12日(金)までに事業者宛参加資格審査の結果を通知する。この場合において参加資格に満たないと判断された者は、市長に対し通知日の翌日から5日(休日は含まない)の間にその理由について書面により説明を求めることができる。市長は、参加資格が満たないと判断した理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から5日(休日は含まない)以内に説明を求めたものに対して、文書で回答するものとする。なお、内容に応じて、別途定める「安曇野市立小中学校カラー複合機等賃貸借プロポーザル審査委員会」に諮ったうえで参加者を決定する場合がある。
- ⑦ 参加資格を満たしている場合は提案書作成に使用する用紙を提供するので、事前連絡の上、安曇野市学校教育課にて受け取ること。

10 質問書の提出に関する事項

(1) 提出期限 令和6年6月21日(金) 正午(必着)

(2) 提出先 「16 担当部署」に記載のとおり

(3) 提出書類 質問書(様式第4号)

(4) 提出方法 電子メール(宛先: gakkoukyouiku@city.azumino.nagano.jp)

(5) 質問書に対する回答

回答方法 令和6年6月28日(金)までに、本市ホームページ上に回答を公開する。

(ただし、質問内容によっては期日までに回答できない場合もある。)

(6) 注意事項

- ① メール本文には質問内容を記述せず、質問書(様式第4号)に内容を記載すること。
- ② 電子メール送信後、質問者から本市担当者へ電話にて受信確認を行うこと。
- ③ 質問の趣旨について、本市担当者から問合せを行う場合がある。
- ④ 回答に関する再質問も、提出期限までとする。
- ⑤ 提出期限以降の質問は受け付けない。
- ⑥ 回答に併せて、補足説明等を通知することがある。

11 提案書等の提出に関する事項

(1) 提案書の体裁は、A4版又はA3版折り込みとする。書式及び縦横は自由とする。印刷する用紙は市から提供するので事前に申し出ること。紙媒体で指定の部数を提出するとともに、CD-R等の電子媒体で1部提出すること。

(2) 電子媒体のファイル形式は、原則としてWord、Excel、PowerPoint、PDFのいずれかとする。

(3) 提案書の構成は、最初に基本項目として事業者概要、導入実績、納入機器の仕様及び構成の順に作成し、以降は審査基準表の審査項目に沿った内容とする。

① 提出期限 令和6年7月19日(金)正午(必着)

② 提出先 「16 担当部署」に記載のとおり

③ 提出物及び部数

(ア) 提案書(紙媒体) 10部

(イ) 提案書(電子媒体) 1部

(ウ) 見積書(紙媒体)(様式第5号) 1部

(4) 提出方法 持参又は郵送

(5) 注意事項

- ① 提出書類は返却しない。
- ② 提出した書類の差し替えや再提出は、本市から指示があった場合を除き認めない。
- ③ 配達の遅延などの不都合により期限内に提出できなかった場合においても提出期限の延長等の特別な措置は行わない。また、消印有効ではなく、期限内に書面が到着すること。

(6) 見積書について

① 消費税及び地方消費税を含まない金額で記載すること。

② 見積書の金額が「6 提案上限金額」を上回っている場合は失格とする。

12 プレゼンテーションに関する事項

(1) プレゼンテーション開催案内通知

令和6年7月24日に、プロポーザル参加事業者にプレゼンテーション集合場所及びプレゼンテーション集合時刻等について通知する。

(2) プレゼンテーション実施日等

① 実施日 令和6年7月31日(水)

② 場所 安曇野市役所 本庁舎 3階 会議室301

③ 持ち時間 持ち時間は60分とし、内訳は下記のとおりとする。

- ・準備 5分
- ・プレゼンテーション 40分
- ・質疑応答 15分

④ 実施方法

(ア) プレゼンテーションは提出された提案書に沿って行うこととし、追加資料等の当日配布は本市から求めがあった場合を除き認めない。

(イ) 使用する物品のうち、電源、プロジェクター、スクリーン及びD-sub又はHDMIケーブル以外のものは、各事業者で用意すること。

(ウ) プレゼンテーションへの参加者は3名を限度とすること。

⑤ 納入する機器を持ち込み、デモンストレーションを行うこと。使用する用紙は市から当日提供する。

⑥ 注意事項

(ア) 参加事業者数は明かさずにプレゼンテーションを実施する。

(イ) プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。

(ウ) プレゼンテーションを欠席した場合は失格とする。

(エ) プレゼンテーションは非公開とする。

(オ) 参加事業者による会場内での録音、録画は禁止とする。

13 審査結果の公表

本プロポーザルによる受託候補者決定における経過について、公平性及び透明性を高めると共に説明責任を果たすため、以下によりプロポーザルの実施に関する情報について公表するものとする。なお、受託候補者は、優先的に契約をすることができる者であり、契約そのものを保証するものではない。

(1) 公表する情報の範囲

① 受託候補者名

② 参加事業者得点表(受託候補者以外の参加事業者名は非公表とする。)

③ 審査委員名簿

④ 受託候補者の提案(受託候補者の了承を得られない部分は非公開とする。)

(2) 公表の方法は、本市ホームページにより行うものとする。

14 契約及び支払い方法について

- (1) 契約の締結にあたっては、提案書による仕様の変更等を行う場合があるので、契約書、仕様書等について、受託候補者と別途協議する。ただし、契約金額は、「6 提案金額上限」記載の見積金額の範囲内とする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。
ただし、安曇野市財務規則(平成17年安曇野市規則第39号)第124条第3項各号のいずれかに該当した場合には、その納付は免除する。なお、契約不履行の時は、免除した相当額を徴収する。
- (3) 契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

15 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成及び提出並びに提案プレゼンテーション等に要する費用は、全て提案者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (2) 選定経緯及び審査結果に対する異議、不服申立ては一切受け付けない。
- (3) 提出される全ての書類及び資料は、審査以外の目的には使用しない。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、審査の前後に関わらず参加者を失格とすることがある。
 - ① 参加資格を満たしていない場合
 - ② 提出期限、提出先、提出方法が適合していない場合
 - ③ 参加資格に虚偽の記載が判明した場合

16 担当部署（問い合わせ・書類提出先）

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

安曇野市教育委員会事務局 教育部 学校教育課 学校庶務担当

課長補佐：塩原 邦哲 担当：勝家 智成

電話：0263-71-2000（代）、0263-71-2224（直）

E-mail：gakkoukyouiku@city.azumino.nagano.jp